

高松市長の承認を得て、次のように定める

平成24年7月13日

高松市入札監視委員会

高松市入札監視委員会の運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高松市入札監視委員会条例（平成24年高松市条例第60号。以下「条例」という。）第9条の規定により、高松市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事概要等の公表)

第2条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、議事の概要を公表する。

2 委員会は、委員の委嘱後における最初の委員会の会議後、委員の氏名及び職業を公表する。

(定例会議)

第3条 条例第3条第1号に掲げる事項を議事とする会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、6月、10月及び翌年の2月に開催する。

2 定例会議においては、前項の各月の前月の初日前4月間における建設工事の入札及び契約の手の続の運用状況、当該期間中に開札（随意契約方式にあっては、見積徴取。第4項において同じ。）を行った建設工事に係る入札及び契約の手の続並びに当該期間中なされた指名停止について、入札方式別発注建設工事等総括表（様式第1号）、入札方式別発注建設工事等一覧表（様式第2号）及び指名停止等措置の状況一覧表（様式第3号）により、報告を求めるものとする。

3 委員長は、会議の日時、開催場所及び会議に付すべき事案を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

4 第2項の期間中に開札を行った建設工事に係る入札及び契約の手の続についての審議は、同項の入札方式別発注建設工事等一覧表に掲載された建設工事のうちから、次に定めるところにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約の方法ごとに、無作為抽出した事案について行うものとする。

(1) 抽出は、委員会から委任を受けた委員が行うものとする。

(2) 抽出を行う委員は、委員長を除く委員の50音順の輪番制とする。

(3) 抽出は、定例会議の開催日の原則2週間前までに行うものとする。

(4) 抽出は、おおむね一般競争入札から1件、公募型指名競争入札から2件、随意契約方式から1件を目安とする。ただし、高松市入札監視委員会条例施行規則（平成24年高松市規則第64号）第2条第2項に該当するものについては、おおむね2件までを目安とする。

(5) 委員会において、契約担当課の課長等が抽出事案の説明を行うに先立ち、抽出を行

った委員は、抽出結果の報告を行うものとする。

- 5 前項の審議は、契約担当課長及び工事担当課長等から、抽出建設工事等一覧表（様式第4号）のほか、案件ごとの入札情報、入札参加申請書審査表、入札状況調書等により抽出案件に係る入札参加資格の設定及び指名業者の選定等について説明を行い、これらの設定又は選定行為が適切に行われているかどうかについて行うものとする。

（苦情処理）

第5条 委員会は、条例第3条第2号の市の依頼（以下単に「依頼」という。）があったときは、却下すべき場合を除き、会議に付議し、調査審議する。

- 2 委員会は、前項の調査審議を終えたときは、その結果を市長に書面で報告する。
- 3 前項の報告は、依頼に係る申立てがあった日から、おおむね50日以内に行うものとする。
- 4 委員長は、依頼に係る申立てをした者の申立て適格の審査についての事務を専決することができる。

附 則

この細則は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月4日から施行する。